

令和2年7月22日 法定講習会

実施方法の変更について（重要なお知らせ）

国土交通省は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を配布し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針を示し、告示を改正しました。

つきましては、この方針及び告示を踏まえ、7月22日は通常の講習は実施せず、自宅学習とし、以下の要領で取引士証を交付致しますのでお知らせ致します。

1. 教材等の配布

テキスト4冊・法定講習学習報告書・確認テスト・その他（講義資料等）を、開催の3日前までに佐川便にてご自宅へ個別に送付します。

2. 自宅学習方法

届いた教材の熟読後、確認テストを実施し、学習報告書に記入してください。

3. 協会へ送付

下記の4点を当協会まで、簡易書留にて郵送してください。

- ①法定講習学習報告書
- ②確認テスト（解答したもの）
- ③受講票
- ④現在お持ちの宅地建物取引士証（期限切れを含む）

上記到着後、概ね1週間以内に新しい取引士証を発送させていただきます。

【お問い合わせ先】

公益社団法人全日本不動産協会 鳥取県本部
〒680-0845 鳥取市富安1-113 エスエスビル3階
TEL：0857-29-5411 FAX：0857-29-5422